

令和 7 年度 事業計画

地域支援事業

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) サービス・活動事業 P 1

①訪問型サービス

②通所型サービス

(2) 一般介護予防事業 P 1

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業

③地域介護予防活動支援事業

④一般介護予防事業評価事業

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

2. 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター運営事業 P 2

①総合相談支援業務

②権利擁護業務

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(2) 在宅医療・介護連携推進事業 P 4

(3) 認知症総合支援事業 P 4

①認知症初期集中支援推進事業

②認知症地域支援・ケア向上事業

(4) 生活支援体制整備事業 P 5

(5) 地域ケア会議推進事業 P 5

指定介護予防支援事業

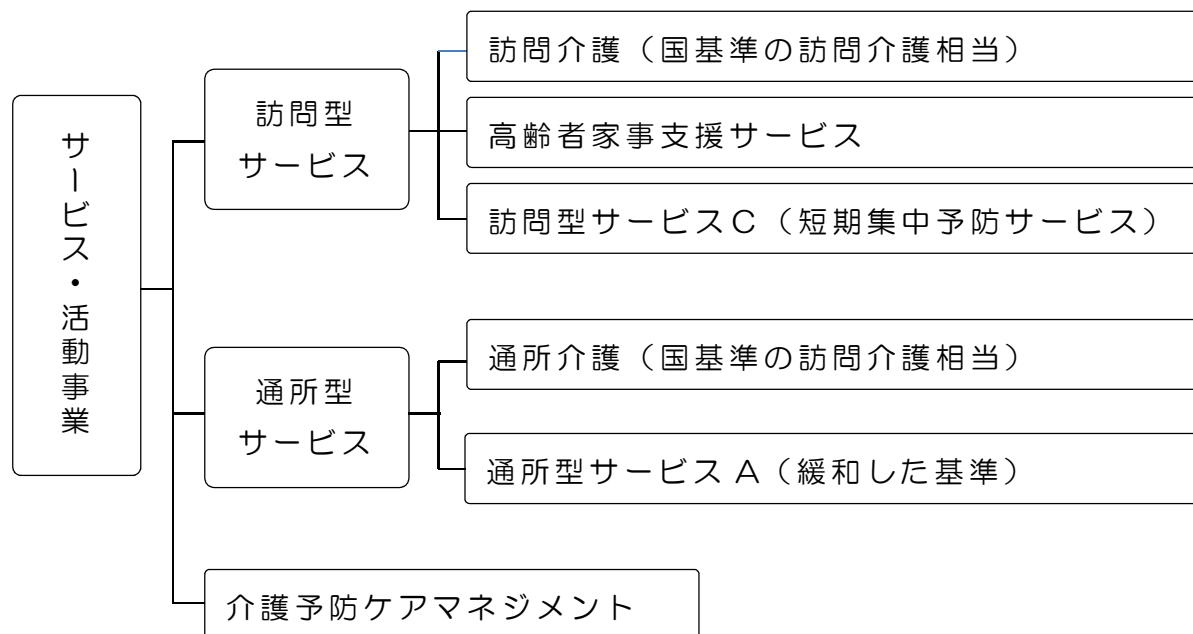
1. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 P 5

(地域支援事業)

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) サービス・活動事業

【第9期計画 P35 第1節－2 (1) ②】



① 訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護相当のサービス提供に加え、訪問型サービス A における簡易的な生活支援については「高齢者家事支援サービス事業」によりシルバー人材センターに委託して実施します。

また、訪問型サービス C においては、フレイル状態や閉じこもり傾向の高齢者を積極的にサービス C につなげる仕組みを構築する予定です。

② 通所型サービス

従来の介護予防通所介護相当のサービス提供に加え、通所型サービス A において、利用単価や人員基準等について一部緩和を行ったうえで、市が指定した事業所による入浴を伴わない通所介護サービスを提供します。

(2) 一般介護予防事業

【第9期計画 P40 第1節－2 (2)】

① 介護予防把握事業

相談事業や電話相談・地域（自治会・民生委員・福祉委員等）・関係機関（医療・介護・福祉機関）、関係部局（保健・福祉・介護）からの情報提供を通じて、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、訪問等により身体・生活状況を伺います。また、必要に応じて、介護予防事業や医療・介護・福

社の関係機関への連携を図ります。

②介護予防普及啓発事業

引き続き教室の普及啓発をし、介護予防事業を充実させていきます。また、新規参加者に向けたアプローチも実施していきます。

③地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業においては、介護予防サポーターが担い手となり活動してもらえる体制づくりを整えます。主には、各種教室での講師と一緒に事業を実施します。他には、地域の多様な主体と連携して介護予防を進めていきます。

④一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定めた目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含めた総合事業全体を評価していきます。

また、住民主体の通いの場の把握を行い、住民主体の介護予防活動の地域の展開状況を評価します。

併せて、住民主体の通いの場に積極的に関与し、心身・認知機能等のデータを把握・分析できる体制づくりに努めます。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士が積極的に介護予防の取組に関与していきます。

地域ケア個別会議での助言や地域包括支援センターの介護支援専門員との同行訪問を行い、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等のケアマネジメント支援を行います。

また、住民主体の通いの場等への技術的助言等を通して、地域における介護予防の取組を機能強化します。

2. 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターの認知度向上に向けて、広報紙、ホームページ、各種の説明会・学習会等を活用し周知活動に努めます。

①総合相談支援業務【第9期計画 P50 第2節－1 (1)・(2)】

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、状況把握等を行い、専門的・継続的な関与または緊急な対応の必要性を判断し対応します。

《総合相談支援》

総合相談に従事する主任介護支援専門員を1名増員し、相談体制の充実を図ります。

《実態把握》

保健事業と介護予防の一体的事業実施においては、基準を設け対象者を抽出し戸別訪問を行い支援が必要な人の掘り起こしに努めます。

《地域、関係機関等とのネットワークの構築及び周知》

相談機関や地域との意見交換の場を持ち、つながりの強化を図ります。

②権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳ある生活を行うことが出来るよう、権利侵害の予防や対応を行います。

《成年後見制度の活用促進》

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者や親族等に対して、あんしん相談（無料法律相談）をはじめとする相談窓口の紹介、関係機関へのつながりを行います。

《消費者被害の防止》

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等との情報交換や消費者安全確保地域連絡会議に参加し関係機関とのネットワーク構築に努めます。

民生委員や介護支援専門員等に必要な情報を提供し被害防止に努めます。

《困難事例への対応》

地域包括支援センター内の専門職と協議し必要な支援を行います。また、関係機関との連携を図り、適切な機関へつなぎます。

《虐待への対応》

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、事例に即し対応します。

権利擁護及び虐待案件に対し弁護士等の有識者の支援を必要時に依頼し対応に努めます。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を、介護支援専門員情報交換会や主任介護支援専門員連絡会への支援、地域ケア個別会議をとおし行います。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業【第9期計画 P56 第2節－3 (1)】

切れ目ない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のあるべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業等の関係者の連携を推進します。

筑紫地区5市で筑紫医師会に業務を委託し「入退院時の連携」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」について取り組みます。

重点的に取り組んでいる「急変時」「看取り」の場面において、その仕組みづくり及びツールの作成を行います。

A C P（アドバンスケアプランニング）の普及啓発の取り組みとして、市独自のエンディングノートを作成します。

(3) 認知症総合支援事業【第9期計画 P62 第2節－4 (1)・(3)】

① 認知症初期集中支援推進事業

早期に集中して認知症の人やその家族に関わり、必要な支援を行うため医療法人 牧和会 牧病院へ業務を委託し認知症初期集中支援チームを配置します。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人やその家族を支援する相談業務、社会参加活動のための体制整備等を認知症地域支援推進員中心に実施します。

《相談支援・支援体制の構築》

認知症の人やその家族等の相談支援を行い、必要に応じ「認知症初期集中支援チーム」と連携を図り、状況に応じたサービスが提供されるよう調整します。

《医療・介護の支援ネットワークの構築》

地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図る取り組みとし、市内医療機関に認知症ケアパスの普及啓発を行います。

《認知症対応力向上のための支援》

関係機関等と連携し当事者や家族の声にもとづき事業の企画・調整を行います。

認知症サポーターを中心とした支援者とともにチームオレンジの活動内容を検討し認知症の人やその家族が安心して集える場として認知症カフェの開催をめざします。

公的機関等を活用した展示での情報発信、展示場所においての出張相談会を実施します。

(4) 生活支援体制整備事業【第9期計画 P44 第1節－3 (1)】

生活支援コーディネーターを中心として、地域の福祉活動等に参加しながら、引き続き高齢者ニーズの把握や資源情報の見える化に努めます。

また、収集したニーズをもとに、地域の課題等を分析し、その課題やテーマに沿った話し合いを行いながら、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築していきます。

(5) 地域ケア会議推進事業【第9期計画 P54 第2節－2 (1)】

地域ケア個別会議を開催し、個別ケースの検討をとおり介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの向上や個別ケースの課題分析等の積み重ねを通じて、地域課題を明確にすることをめざします。また、問題解決のため多職種とのネットワーク構築にも努めます。

地域ケア個別会議が効果的・効率的な会議となるよう、令和6年度に助言者に実施したアンケートから見えてきた課題をもとに、事例提供者、助言者それぞれに連携強化のための学習会を開催し、地域ケア個別会議の内容充実を図ります。

地域ケア個別会議より見出された地域課題を、介護予防事業や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などに反映させていけるよう発信していきます。

(指定介護予防支援事業)

1. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

【第9期計画 P39 第1節－2 (1)－②】

団塊の世代（1946年～1949年）が80代を迎えるなか、介護認定率は増加することが見込まれます。本人が自立した生活を送ることができるよう、総合事業及び予防給付による介護予防サービスだけでなく、民間企業の生活支援サービスや地域の見守り活動などを活用しながら必要な援助を行います。